

一般社団法人徳島県就業支援機構の会費等に関する規程

2026年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県就業支援機構（以下「支援機構」という。）定款第8条に定める会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、よって支援機構の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における会員とは、定款第6条第1項に定めるところによる。

(会費)

第3条 定款第8条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 入会金は10,000円とする。
 - (2) 会員は年額1口、個人会員3,000円、団体会員30,000円を1口以上納入しなければならない。
 - (3) 賛助会員の会費（年額一口）は、個人会員2,000円、団体会員10,000円とする
- 2 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度における会費は、月割とすること又は理事会の決議によってこれを減免することができる。

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の全額を収益事業等会計及び法人会計に使用するものとする。ただし、管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することができるものとする。

(会費等の納入)

第5条 会員は、毎事業年度3月末日までに支援機構の所定の方法により会費を納入しなければならない。

(資格喪失に伴う会費納入義務)

第6条 会員がその資格を喪失したときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、会員総会の議決により行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この規程の施行以前に総会により決定した入会金等については、これまでの経緯を踏襲するものとする。
- 2 この規程は、2026年4月1日から施行する。